

## 社会福祉法人 鹿屋市社会福祉協議会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させ、仕事と生活の調和を図るとともに、全ての職員がその能力を十分に発揮できるよう働きやすい雇用環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

### 1 計画期間

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年間

### 2 内 容

#### 目標1 子どもが生まれる際及び子どもが生まれた父親の休暇の促進

対策1 令和3年4月～

- ・衛生委員会等での説明と周知
- ・妻が出産した職員には休暇の取得を促す

#### 目標2 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付など諸制度や妊娠中、出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供

対策2 令和3年4月～

- ・本所総務課に相談窓口を設置し、産業医との連携を強化しながら対象者に対して助言の実施
- ・対象者への制度の概要等の説明及び周知、職場への制度の理解の周知

#### 目標3 労働者が子どもの看護のための休暇について、時間単位で取得できる制度の周知

対策3 令和3年4月～

- ・対象職員への制度の概要等の説明及び周知、書面での交付、職場への制度の理解の周知

#### 目標4 所定外労働を削減するため、週1回のノー残業デーを設定し、実施する。

対策4 令和3年4月～

- ・衛生委員会等での説明と周知
- ・各課、支所に所定外労働削減のため、業務の効率化の検討
- ・ノー残業デーの実施

#### 目標5 年次有給休暇の取得促進を図る。

対策5 令和3年4月～

- ・管理職が休暇取得に向けた業務の調整を行うなどし、積極的に職員の休暇取得を促す